

# 日本女子サッカーリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

## 1. はじめに

本ガイドラインは、一般社団法人日本女子サッカーリーグ（以下リーグ）が公益財団法人日本スポーツ協会からの「[スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（2022.12.26 改訂）](#)」、また一般社団法人日本野球機構（NPB）と公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）が設立した「新型コロナウイルス対策連絡会議」において、2020年3月12日に示された『[提言](#)』に基づき考案、「新型コロナウイルス感染症対策」について、日本女子サッカーリーグが選手やチームに推奨する手順をお示しするものです。

なでしこリーグでは本ガイドラインを全チーム共通の遵守事項として、リーグ全体で感染予防対策をおこなってきました。引き続き、公衆衛生対策に協力しながらも、コロナ禍での試合開催経験を踏まえ、今後はコロナ前の正常化を目指し、極力最小の労で最大の効果が得られるよう、これまでのガイドラインを見直し、各チームが参考とする推奨指針として最低限守っていききたいことを記載しています。

本ガイドライン監修（敬称略）

北海道大学病院 感染制御部 部長 石黒 信久

## I. 基本方針

- (1) 感染を最大限防ぎながら、正常化（コロナ前の状態）を目指す
  - 感染リスクを適切に見極めて対策効率を高め、公式試合の安定開催を継続する
  - フットボールや観戦体験の質を向上する
  - 地域の活力に貢献する
- (2) 参考指針として以下を示す
  - 感染リスクを下げるために関係者が守るべき基準
  - 感染が生じてしまった場合の適切な処置

※新型コロナウイルス感染症は、2022年12月現在、[感染症法](#)の2類相当として感染者への入院勧告や就業制限などが実施されるとともに、流行拡大期には[新型インフルエンザ等対策特別措置法](#)（通称：特措法、概要は[こちら](#)）の対策疾患として、緊急事態宣言措置などの行動制限が取られる[新型インフルエンザ等感染症](#)の枠に置かれている。

## II. 本ガイドラインの範囲

- (1) はじめに

- (2) 対策の目安、感染予防（全対象者共通）
- (3) チーム・選手・チームスタッフに関するプロトコル
- (4) 大会運営に関するプロトコル
- (5) 来場者に関するプロトコル

制定に当たり 2022 年 12 月 13 日時点の以下関連資料を参考指針とした（各リンク先あり）。

- [感染症法ならびに関連事務連絡](#)
- [内閣官房コロナ室発 基本的対処方針ならびに関連事務連絡](#)
- [業種別ガイドライン](#)

### Ⅲ. 本ガイドラインの有効期間

なでしこリーグとして新型コロナウイルス感染症への対策が要請されると判断する期間中に限る。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類相当以下となることを目安にガイドラインの運用を撤廃する。

## 2. 感染を予防する（全対象者共通）

### Ⅳ. 新型コロナウイルス感染症の感染経路と要因について

1. 新型コロナウイルス感染症の感染経路は大きく 2 つとされています。

- 感染経路 1：飛沫感染（咳、くしゃみ、おしゃべりによる感染）
- 感染経路 2：接触感染（手指などを介して感染）

2. ウイルスが含まれる「飛沫」は、咳やくしゃみのみならず、おしゃべりによっても排出されます。

- 換気の悪い密閉空間
- 多数の人が多く集まる環境
- 近距離での会話

といった 3 条件が重なる状況では、特に感染するリスクが高くなります。

### Ⅴ. 感染予防

流行状態にある場合、下記の個人防衛や集団防衛の考えに基づく予防行動が特に重要となる

1. 個人防衛（マスク・身体的距離・会話の制限）の考え方

(1) 日常生活、チーム活動、大会運営、試合観戦などの各場面において、①～③を継続する

- ① 基本的な予防行動
- ② 感染予防の習慣化
- ③ リスク行動を減らすこと

### ① 基本的な予防行動

マスクなしの場合	距離（2 m目安）をとるか、会話を制限
距離なしの場合（2 m未満目安）	マスクつけるか、会話を制限
会話ありの場合	マスクをつけるか、距離を制限
換気の悪い場所	複数人数の利用時はマスクを着用

「距離あり」とは「2 m以上空ける」ことを指す。濃厚接触疑いの基準に示す距離に準拠

### ② 感染予防の習慣化

- 規則正しい生活、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠（免疫力アップ）
- マスクは不織布製で隙間なく着用することが望ましい（飛沫感染防止）
- 咳エチケットを守る（他人にうつさない）
- 手洗い、手指消毒（手についたウイルスを除去）
- 口、鼻、目に不用意に触れない
- マスクなしで近距離（～2 m程度）の会話は極力控える

### ③ リスク行動を減らす

以下の場所は特に適切な対策を怠った場合に感染リスクが高まる

- 3つの密（密閉、密集、密接）が起きそうな場所
- 複数人数が距離の取りにくいエリアに集まり、マスクを外して会話する状況（チーム活動の場合、ロッカールーム、チームバス、会食、スポーツジムなど）
- 5人以上の外出（特に流行期はマスクでの会話、人数を減らす、時間を短くする、自治体が認める感染対策承認店を利用する等の対策を組み合わせ、リスクを下げることを望ましい）

[参考：感染リスクが高まる「5つの場面」](#)

## 2. 集団防衛（3つの密の回避）の考え方

3つの条件（いわゆる「三つの密」）がどれか1つでも該当する場面は感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、基本対策の目安を示す

- (1) **密閉**（換気の悪い密閉空間である）
- (2) **密集**（多くの人々が密集している）
- (3) **密接**（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声がおこなわれる）

### (1) 密閉の回避

屋内では以下のいずれかの対策を実施する、もしくは対策を実施している場所を選ぶ

- 空調設備の使用による強制的な機械換気
- 窓もしくはドアの定期的な開放（目安：30分に一回以上、数分間程度、窓を全開）
- 常時換気扇の使用

- いずれもできない場合は、マスク着用のもと、ごく短時間での利用や場所の移動を検討  
※参考（厚労省）[2022/6/30 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法](#)

## (2) 密集の回避

- 混乱を避ける、もしくは滞在が短時間となる工夫をおこなう
- 混雑が予想される場合は、マスク着用、かつ人と人が触れ合わない距離を確保する
- 運営者は、混雑が予想される場合は、最低限、上記 2 点を周知することに加え、列整理もしくは待機場所を明確にする目印の設定が望ましい

## (3) 密接の回避

- 対人対応、接客、演出等で人と人との接触を伴う可能性がある場合は、前後で手指衛生（手洗いもしくは手指消毒）をおこなう
- 飛沫拡散リスクの回避

政府の基本的対処方針に基づき、マスク着用に関しては個人の判断に委ねる。チーム関係者のマスク着用方針に関しても、原則個人の判断に委ねられる。チーム関係者向けの競技に関するプロトコルでは、個人で判断を行う際の参考として、濃厚接触疑いの基準に照らし最低限の対策として感染リスクの高い場面でのマスク着用の目安を残す。

（参考）マスク着用に関する政府方針抜粋（令和 5 年 2 月 10 日）マスク着用の考え方の見直し等に伴う「業種別ガイドライン」、「第三者承認制度」、「イベント開催制限」の業務連絡について

- ・2 月 10 日付の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」および基本的対処方針の一部変更において、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ・事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・これらの方針等に沿って、「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知することなどが示され、マスクの着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る視点から、国民への周知期間や各業界団体および事業者の準備期間等も考慮し、3 月 13 日から運用することとされている。

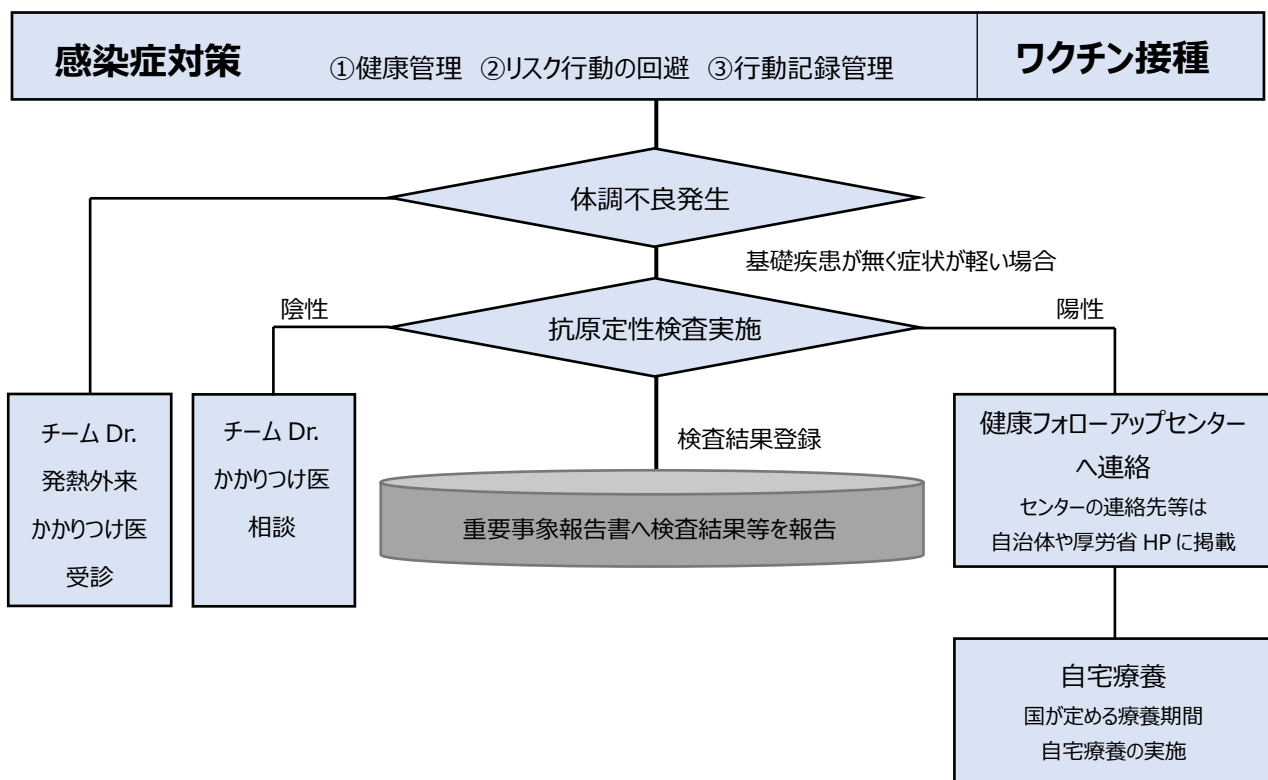
## 3. チーム・選手・チームスタッフに関するプロトコル

### VI. サッカーへの影響

- (1) 基本的な対策を適切に行わない場合、チーム内に有症状陽性者の発生リスクが高まる
- (2) 複数名の有症状陽性者が発生した場合、日頃の練習や試合に参加できる選手・スタッフが減り、チームコンディションの低下や試合開催中止リスクが高まる

## Ⅶ. コロナ禍での活動フロー（2023 シーズン更新）

- (1) 日頃の健康管理、行動記録、リスク行動の回避により未然に拡大を予防する
- (2) 体調不良者が発生した場合はチームドクターの確認のもと抗原定性検査を実施する
- (3) 万が一、陽性判定となった場合は、厚労省の定める適切な待機措置のもと治療する
- (4) 行動記録を参考に、チーム内で濃厚接触疑いの有無を確認し、適切な対応をおこなう
- (5) 陽性者対応は基礎疾患の有無に応じて異なる。基礎疾患のない場合は健康フォローアップセンターへ連絡する。基礎疾患のある者はチームドクターへ相談のうえでかかりつけ医に診断を仰ぐ
- (6) リーグへは指定の報告書にて検査結果、濃厚接触者の有無を報告する（重要事象報告）
- (7) 陽性者、濃厚接触者（保健所から指定された者）を除きトレーニング・試合をおこなう



## Ⅷ. 予防

### 1. 体調記録・行動記録

「Ⅴ. 感染予防」に示した個人防衛、集団防衛の各対策を基本とし体調・行動記録を継続する

- 体調記録：  
体調不良者発生時には速やかに検査が実施できるよう、チームにて健康観察をおこない記録しておくことが望ましい
- 行動記録：  
チーム関係者が陽性診断を受けた時に濃厚接触疑い者の有無を確認できるよう、チームにて行動記録をまとめておくことが望ましい
- 対象者：

選手、監督、コーチ、ドクター、アスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ、エントリーの可能性のある者に接触する頻度が高いチーム関係者

## IX. 陽性発生時の対応

### 2. 陽性者の発生とは

- 有症状や各種検査において陽性判定が出たあと、医者による陽性診断がおこなわれた
- 医師や医療機関にて「検査の陽性判定が即確定診断となる」と説明され陽性判定がでた

### 3. 陽性者の対応と療養期間

- 感染症法の分類に従い、新型コロナウイルス感染症に対し定められる療養期間を遵守する
- 現在の感染症分類上、療養期間中は試合出場を含むチーム活動に参加ができない
- 療養期間について：厚労省「[陽性だった場合の療養解除について](#)」を確認のうえ対応する

### 4. 濃厚接触者

下表のように自治体によって保健所による濃厚接触者の特定は「一般事業所」での発生時は実施されない場合がある。一方「同一世帯（家庭、同居等）」他、一般の施設では特定される場合がある。所管の自治体へ予め確認を取っておくことが望ましい。

以下、参考資料

● <a href="#">COVID-19 罹患後のスポーツ復帰指針</a>	日本臨床スポーツ医学会（2021/11/8）
● 検査の指針	<a href="#">病原体検査の指針 第6版</a> （2022/12/22）
● <a href="#">診断の手引き 8.1版</a>	厚労省（2022/10/5）

**本県におけるオミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査、濃厚接触者の特定及び行動制限の実施方針**

別紙 1

令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(以下「事務連絡」という。)に基づく本県の実施方針について

患者等の発生場所等	積極的疫学調査の重点化対象か否か	積極的疫学調査 (対個人又は事業所等)	濃厚接触者の特定	自宅待機等の行動制限※1 ※2	行政検査 (全額公費分)
同一世帯内	○	<b>実施</b> 初回連絡時に、発生届の記載内容等を踏まえて、「年齢、職業、重症化リスクの有無、ワクチン接種歴、同居者に高齢者など重症化リスクが高い人がいるか」等を把握	<b>実施</b> SMSやホームページを通じたリーフレット配布による伝達によって特定することも可能	要請する※3	※4 <b>原則、実施しない</b>
一般事業所 (下記の施設等を除く)	対象外	実施しない	実施しない	求めない※5	実施しない
ハイリスク施設 医療機関、高齢者施設、障がい者施設 ※6	○	<b>実施</b> (従前のとおり)	<b>実施</b> (従前のとおり)	要請する※7 (従前のとおり)	<b>実施</b> (従前のとおり、 幅広検査を含む)
保育所・幼稚園・学校等 ※8	対象外	実施しない	各事業者において実施※9	各事業者において実施※7 ※9	実施しない

※ 注釈等は次ページ

1

 出典：(福岡県の例) [オミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査、濃厚接触者の特定及び行動制限の実施方針](#)

## X. 要事象報告 (なでしこリーグへの報告・相談)

2023年3月以降の運用

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する</li> <li>●チームからリーグに相談する</li> </ul>
報告方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リーグ指定の「重要事象報告書」へ可及的速やかに入力する</li> </ul>
報告する事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●陽性判定を受けた</li> <li>●検査結果が陽性となり健康フォローアップセンター等へ登録をした</li> <li>●濃厚接触指定を受けた</li> <li>●濃厚接触疑い者に該当した</li> </ul>
報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●選手</li> <li>●監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ</li> <li>●エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるチーム関係者</li> </ul>
リーグ対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染者数の集計ならびにチーム別の感染者状況の把握</li> </ul>

※来場者の陽性報告は不要

## XI. 情報開示の考え方

### 5. 情報開示基準

2022年9月6日付の厚労省の通知（[With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて](#)）内の、情報公開の前提となる発生届の報告対象が限定的となったことに伴い、チーム関係者の罹患時においても、公表基準をチーム・事業所の活動、試合開催等への直接的な影響が生じた場合、または保健所等公的機関からのクラスター認定を受けた場合等の重大な社会的影響が生じた場合に限定する方針へ見直した。

### 6. 関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法

	対象者	発表
1	チーム関係者 (トップチーム選手、 コーチ、チームスタッフ等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チーム関係者すべてについて、発表の有無は所属チームが決定する</li> <li>● ただし、以下①～のいずれかに該当する場合には公表することが望ましい① 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合</li> <li>② 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した、または罹患した疑いのある場合</li> <li>③ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合</li> <li>④ 罹患に伴いチーム活動を停止する場合</li> <li>⑤ 罹患に伴い試合が中止となる場合</li> <li>⑥ その他、重大な社会的影響が生じ、公表の必要性がある場合</li> </ul> <p>なお、アカデミー、スクール、運営関係者、試合運営に協力するボランティアスタッフ等の発表の有無は、チームと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲、学校や勤務先との関係、および本人のプライバシー等を慎重に考慮する</p>
2	なでしこリーグ担当審判員	● J F A が発表を決定する
3	リーグ役職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合</li> <li>② 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合</li> <li>③ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合</li> <li>④ その他、客観的に必要と判断できる場合</li> </ul>
4	試合観戦者 (報告を受けた場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主管者（チーム・リーグ）が、どの試合のどの席で発生したか、聞き取り調査ならびに発表することがある</li> <li>● 不特定多数に対して発表する場合は保健所と十分に協議し、スタジアム管理者に対し確認をおこなう</li> <li>● 個人情報特定される発信はおこなわない（座席番号の公表は控え、ゾーン・エリアまでとする、など）</li> </ul>
5	家族・同居人	● 発表しない



## XII. 競技に関する留意事項

原則 3 月 13 日以降は個人の判断に委ねられることを受け、チーム関係者向けの推奨指針「XII.競技に関する注意事項」に記載の内容は、個人での判断を行う際の参考として、濃厚接触疑い基準に照らし最低限の対策として、感染リスクの高い場面でのマスクの着用の目安として活用いただきたい。

### 7. スタジアムへの到着

#### (1) バス利用に関して、以下の展開に留意する

- 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回程度の換気が推奨される
- 隣同士で 15 分以上会話を行う場合はマスク着用が望ましい

### 8. チームおよび審判員全員に求められること

#### (1) 無理な来場は、勇気をもって見合わせる

- 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 陽性診断を受け医療機関等により行動制限の要請を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 濃厚接触者の指定等で公的機関より行動制限の要請を受けている場合

#### (2) 更衣室など、近距離で人が集まり会話が発生する場所や、ベンチで近距離かつ長時間（15 分以上を目安）会話する場合はマスクを着用することが望ましい

### 9. 更衣室（チームおよび審判）

- 更衣室は換気をよくする
- 会話する場合、話し手はマスクを着用する（ただし試合前後の出場選手や審判員はこの限りではない）
- 人の集まる空間でのマスクなし会話は感染リスクが高まることに留意する
- タオル、飲水ボトル等を共有しない
- 温水浴、アイスバスなどの浴槽やサウナを利用する場合は会話を控え、適切に換気する

参考：[浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（2022/12/2 改訂）](#)

### 10. 選手の治療、マッサージ

- トレーナーはマスク、手指消毒など標準予防策をとったうえで対応
- 環境（使用する器具等）を適宜消毒する

### 11. 試合前のマッチ・コーディネーション・ミーティング

- 使用する諸室は換気をおこない、参加者はマスクを着用する

## 1.2. 試合開始前のウォームアップ

### (1) 室内練習場の使用

- 選手、コーチングスタッフはマスクを着用しなくてもよい
- 換気に留意する

### (2) ジムを使用する場合、次の点に留意する

- 原則マスクを着用するか、身体的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を確保する
- 器具は適度に消毒する
- マスクを外す場合は2 m以上の身体的距離をとるか、会話をしない

参考：[（一社）日本フィットネス産業協会 FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン（2022年12月改訂）](#)

### (3) ピッチ上でのウォームアップ

- 選手、コーチングスタッフはマスクをしなくてよい
- 審判員はマスクをしなくてよい

## 1.3. 選手および審判員のピッチ入場～キックオフ

- 集合写真は通常通りの運用とする
- セレモニー実施の場合、大会運営者は「大会運営に関するプロトコル XIII. 会場設営」8.接客、イベント、セレモニーを企画する場合の対応の目安」を参考に実施することが望ましい

## 1.4. チームベンチ

- 近距離かつ長時間（15分以上を目安）会話をする場合はマスク着用を推奨する

## 1.5. 試合終了時のセレモニー

- セレモニーを実施する場合、大会運営者は「大会運営に関するプロトコル 8.接客、イベント、セレモニーを企画する場合の目安を参考に実施することが望ましい

## 1.6. ドーピングコントロール

- 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）より留意事項のある場合は周知する

## 4. 大会運営に関するプロトコル

最新の政府方針

イベント開催制限の段階的緩和の目安

(令和5年2月10日付事務連絡)

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20230210.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf)

※過去の事務連絡は[こちら](#)

### 感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙1

		安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率上限(注2)	100%	
重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人
	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注6)	5,000人
	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

(注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県知事の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

**イベント開催等における必要な感染防止策**

別紙 2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<b>1. イベント参加者の感染対策</b>	
<b>(1) 感染経路に応じた感染対策</b>	
<b>①飛沫感染対策</b> <input type="checkbox"/> 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知→徹底 ※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保	<input type="radio"/> マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討→実施 ※マスクを着用しない者の退場措置の事前準備→周知（チケット購入時の約款に明記等） ※警備員や映像→音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 <input type="radio"/> 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑データや踏まえた増便等）による誘導密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導
<b>②エアロゾル感染対策</b> <input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量（一人当たり換気量30m <sup>3</sup> /時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く <input type="checkbox"/> 適切なマスクの正しい着用の周知→徹底【①と同様】 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	<input type="radio"/> 各施設の設備に応じた換気 ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス <input type="radio"/> マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

※取組線部分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

**イベント開催等における必要な感染防止策**

別紙 2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<b>(1) 感染経路に応じた感染対策</b>	
<b>③接触感染対策</b> <input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	<input type="radio"/> 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 <input type="radio"/> アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ <input type="radio"/> 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
<b>(2) その他の感染対策</b>	
<b>④飲食時の感染対策</b> <input type="checkbox"/> 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事以外でのマスク着用等）の周知	<input type="radio"/> アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ <input type="radio"/> 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 <input type="radio"/> 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）
<b>⑤イベント前の感染対策</b> <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<input type="radio"/> 体制構築の上、検温・検査の実施 <input type="radio"/> 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

※取組線部分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

## イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
2. 出演者やスタッフの感染対策	
<p><b>⑥出演者やスタッフの感染対策</b></p> <p>❑ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>❑ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<p>○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康アプリの活用等による健康管理</li> <li>・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施</li> <li>・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える</li> <li>・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等</li> </ul> <p>○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避</li> <li>・ 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保</li> <li>・ 本番前後でのマスクの適切な着用</li> <li>・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ</li> </ul> <p>○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</p>

## イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
2. 出演者やスタッフの感染対策	
<p><b>⑥出演者やスタッフの感染対策</b></p> <p>❑ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>❑ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<p>○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康アプリの活用等による健康管理</li> <li>・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施</li> <li>・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える</li> <li>・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等</li> </ul> <p>○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避</li> <li>・ 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保</li> <li>・ 本番前後でのマスクの適切な着用</li> <li>・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ</li> </ul> <p>○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</p>

※取消線部分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（抄）

第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

Ⅲ. オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

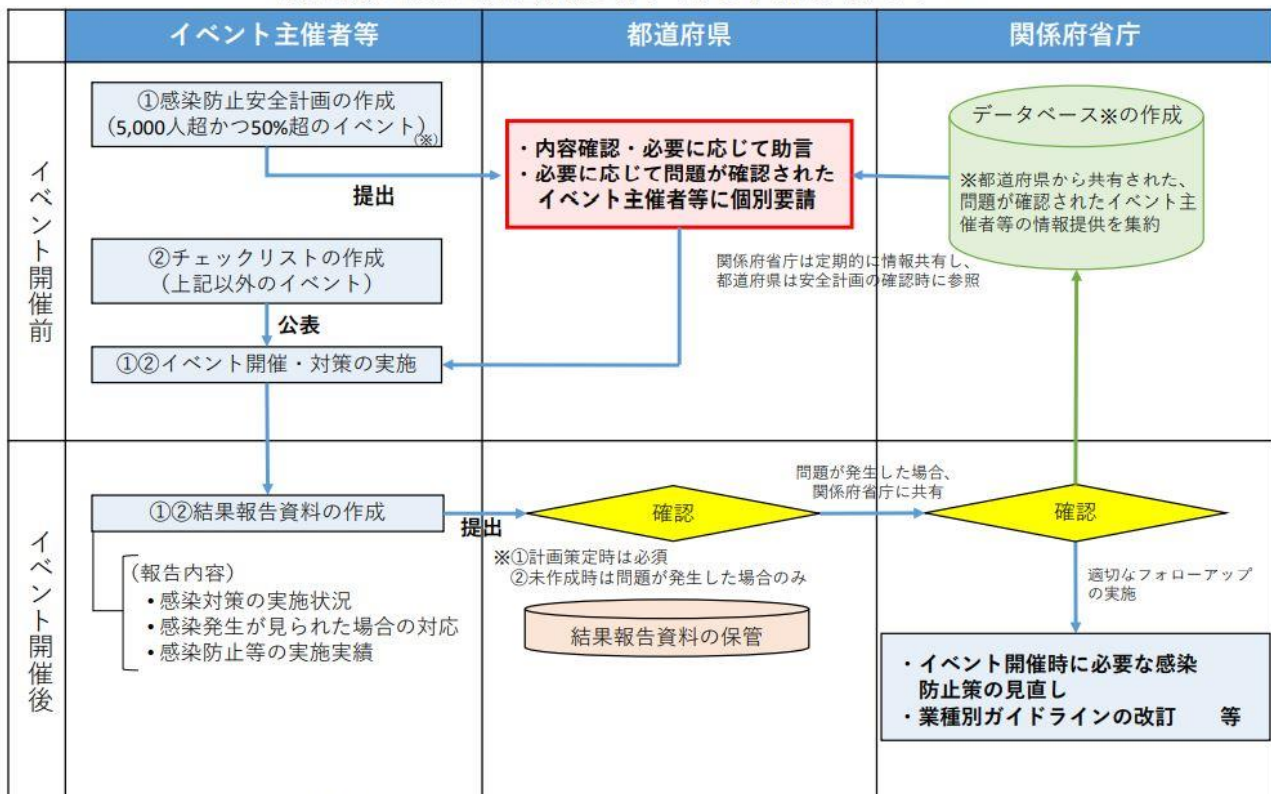
【事業所】

○事業所については、その形態は様々であるが、社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底すべきである。また、緊急事態宣言や都道府県による“レベル3”への引き上げを待つことなく、以下の感染防止策を前倒して実施していくべきである。その際、対面を必要とする業務なのか等業務内容に合わせて対策を講じるべきである。

- ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、職場への出勤に関して、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒して設定すること。
- ・感染が拡大している地域への出張は、マスクの着用等基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動は避けること。
- ・職場や現場における基本的な感染防止策を徹底すること。特に飛沫のかかる物品・設備の共用や使いまわしの回避、使用前後の消毒は徹底すること。
- ・休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、適切な（使用人数に応じた定期的な）換気、三密回避を徹底すること。
- ・食堂や寮など職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること。
- ・従業員の体調管理（日々の検温、必要に応じた検査等）を徹底すること。
- ・大人数・大声の場面が想定される懇親会等は自粛・延期すること。

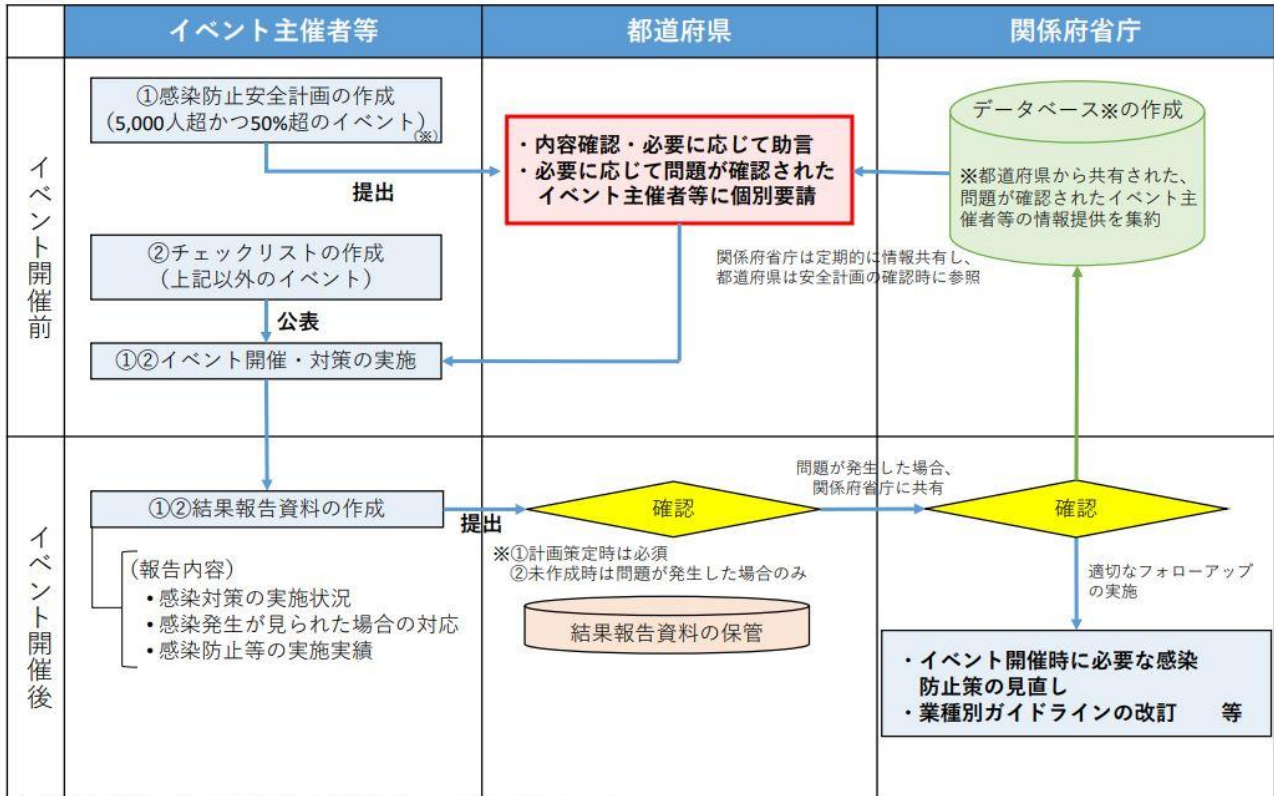
○事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等を進めるべきである。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント

## 効果的な換気のポイント

第17回新型コロナウイルス  
感染症対策分科会提言

別紙5

### 1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

#### 1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

- 機械換気による常時換気を。定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。  
機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。通常のアコンには換気機能がないことに留意
- 機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。  
2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。
- 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持（※1）。  
必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の活用が効果的。  
（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。
- 必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。  
（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

#### 1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

- 十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局部的に生じる空気のごよみを解消。  
エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。
- 空気の流れを阻害しないパーティションの設置  
空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。  
目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

### 1. なでしこリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

前項に示す最新の政府方針に基づき、各自治体の定める開催方針に準拠する

※入場可能数：各スタジアムが定めるホームゲーム時の入場可能な人数

※芝生席や立見席は観客席とみなすことができる。

### 2. 声出し応援席の設定

(1) 2023年3月以降、チームは主管試合において観戦席の一部もしくはすべてで声出し応援席を設けることができる

(2) 実施の際には自治体の確認のもとおこなう（リーグへの事前・事後の申請は不要）

## XIII. 会場設営

### 3. 厚生労働省からの指針に基づき、すべての来場者に対し来場前に確認いただくこと

#### (1) 無理な来場は勇気をもって見合わせる

- 体調がよくない場合（37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）



- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 濃厚接触者の指定などで公的機関より行動制限の要請を受けている場合
- (2) マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることができる。（※[内閣官房新型コロナウイルス感染症対策 HP](#) 参照）
- (3) 動線上できる限り人と人が触れ合わない距離が保たれるよう工夫する
- (4) その他、主管チームが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管チームは来場者へ周知のうえ、来場者はそれらに協力する
- (5) 以上の確認事項は主管チームが予め適切なタイミングで来場者に対しインフォメーションをおこなう。

#### 4. 感染対策責任者の設置

- ホームチームは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届ける
- チームの定める新型コロナウイルス感染症対応が実施されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示をする

#### 5. スタジアムの衛生管理

- (1) 対面接客や接触を伴う場合には消毒液を設置することが望ましい
- (2) トイレなどでハンドドライヤーを使用する場合は、予め清掃をおこない衛生管理に努める
- (3) 更衣室はチーム到着前と試合の前半中に消毒することが望ましい
- (4) 屋内諸室は「V. 感染予防」に示すいずれかの換気方法をおこなう

#### 6. スタジアムへの入退場の管理（関係者）

- (1) 当日の検温場所はリーグ一律では廃止する。チームの判断で設置の継続は差し支えない。廃止する場合、来場者に対し、予め 37.5℃以上の発熱や、37.5℃未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合、入場不可を伝える
- (2) 関係者に陽性者が発生した場合の報告窓口を設け、報告を受けた場合の対応を予め定めておく（XI. 情報開示の考え方「6. 関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」を参考）

#### 7. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター）

- (1) 当日の検温場所はリーグ一律では廃止する。チームの判断で設置の継続は差し支えない。廃止する場合、来場者に対し、予め 37.5℃以上の発熱や、37.5℃未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合、入場不可を伝える
- (2) 待機列が「密」にならないように工夫する  
例) ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけなど
- (3) 接客対応スタッフは定期的な手指消毒（消毒もしくは手洗い）をおこなう

#### 8. 接客、イベント、セレモニーを企画する場合の対応目安

- (1) 換気の悪い場所では実施しない（空調設備の使用による強制的な機械換気、窓もしくはドアの定期的な開放、常時換気扇の使用のいずれもできない室内）
- (2) 混雑が予想される場合は予め人と人が触れ合わない距離での待機を周知する  
・列整理もしくは待機場所であることを誘導する目印の設置がおこなえることが望ましい
- (3) 人と人との接触を伴う可能性がある場合は前後で手指消毒をおこなう
- (4) 不特定多数の多くの者が触れるものは定期的に消毒するなどして衛生を保つことが望ましい（飲食時のテーブル、接客台等）
- (5) 外食業の事業継続のためのガイドライン（2022/12/13 改訂）も参考となる
  - 頭書き [http://www.jfnet.or.jp/contents/news\\_letter/files/93\\_file.pdf](http://www.jfnet.or.jp/contents/news_letter/files/93_file.pdf)
  - 本編 [http://www.jfnet.or.jp/contents/\\_files/safety/FSguideline\\_221213kai.pdf](http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_221213kai.pdf)

## 9. 喫煙所

飛沫拡散を防ぐため、大声や近距離での会話を控えることを周知する

## 10. 退場時（ファン・サポーター向け）

「密」にならないよう工夫し、時差退場、場内アナウンスによる呼びかけを実施することが望ましい

## XIV. メディアおよび中継制作・伝送

2023年3月より、2. 感染予防を予防する、XIII. 会場設営の「3. 来場者全員に求められること」、「6. スタジアムへの入退場の管理（関係者）」に記載される基本的な対策をおこなうことを前提に、コロナ禍で実施してきたメディア対応・中継制作における特別対応を解除する。

## XV. 試合会場の設営撤去

2023年3月より、2. 感染予防を予防する、XIII. 会場設営の「3. 来場者全員に求められること」、「6. スタジアムへの入退場の管理（関係者）」に記載される基本的な対策をおこなうことを前提に、試合日以外に設営・撤去作業の細則を削除した

## 5. ファン・サポーターに関するプロトコル

### 日本女子サッカーリーグ 試合開催時のお願い

**具体的な内容は、各試合の主管者（ホームチーム）が判断のうえ、会場により異なる場合があります。事前および場内での案内をご確認ください。**

ファン・サポーターの皆さまには、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

- **厚生労働省の指針に基づき来場前に確認いただくこと**

**1. 無理な来場は、勇気をもって見合わせていただくようご協力をお願いいたします。**

- ① 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- ② 陽性診断を受け医療機関等により行動制限の要請を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）
- ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ④ 濃厚接触者の指定などで公的機関より行動制限の要請を受けている場合

**2. 入退場時やトイレ、売店等で待機列の整理案内がある場合は、案内に従ったご利用をお願いします。**

その他、主管チームが地域の感染状況などにより、独自の感染対策を講じている場合があります。主管チームの案内に従った対応へのご協力をお願いします。

また周りのお客様への配慮を著しく欠くと運営側が判断した場合は注意や退場をご案内させていただく場合があります。

ご来場の皆様、心よりお待ちしております。

以上